

営繕工事における週休２日促進工事实施要領 新旧対照表

改 定	現 行
営繕工事における週休２日促進工事实施要領 (新潟県土木部) 1 目的 本実施要領は、営繕工事における週休２日の取組の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。 2 用語の定義 (略) 3 週休２日の達成基準 (略) 4 対象工事 (略) 5 発注方式 (略) 6 積算方法等 (1) 補正方法 労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正<u>しない</u>。	営繕工事における週休２日促進工事实施要領 (新潟県土木部) 1 目的 本実施要領は、営繕工事における週休２日の取組に置いて労務費の補正などの試行を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。 2 用語の定義 (略) 3 週休２日の達成基準 (略) 4 対象工事 (略) 5 発注方式 (略) 6 積算方法等 (1) 補正方法 対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式（完全週休2日（土日））

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、予定価格を作成する。

② 発注者指定方式（通期）

「通期の週休2日」の達成を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。

~~なお、補正の運用に当たっては、令和7年3月25日付け国営積第7号、大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室長通知（別添1）による。~~

~~① 完全週休2日（土日）適用工事~~	~~労務費~~	~~1. 0.2~~
	~~現場管理費~~	~~1. 0.1~~
~~② 月単位の週休2日適用工事~~	~~労務費~~	~~1. 0.2~~
	~~現場管理費~~	~~1. 0.0~~
~~③ 通期の週休2日適用工事~~	~~労務費~~	~~1. 0.0~~
	~~現場管理費~~	~~1. 0.0~~

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式（完全週休2日（土日））

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、~~（1）①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。~~

~~現場開所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を（1）②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を（1）③に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。~~

~~また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（1）③に変更するものとする。なお、
「通期の週休2日」が未達成の場合についても補正係数を（1）③に変更するものとする。~~

② 発注者指定方式（通期）

「通期の週休2日」の達成を前提に、~~（1）③により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。~~

~~工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休~~

— また、①、②の発注方式とも、「通期の週休2日」が未達成の場合も、<u>補正</u>しないものとする。 7 現場閉所（現場休息）の確認方法等 （1）現場閉所（現場休息）の確認方法 ① 工事着手前 （ 略 ） ② 工事着手後 ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。 ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。 ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。 ・ <u>受注者は、就業規則等により休日制度として4週8休以上が定められている場合は、当該内容を確認できる就業規則等の提示をもって、「通期の週休2日」の取組状況を確認する資料として上記の「実施工程表」等に替えることができる。</u>	~~2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みを希望した場合、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、希望した上で「完全週休2日（土日）」及び「月単位の週休2日」を達成の場合は、補正係数を（1）①に変更し、希望した上で「月単位の週休2日」を達成の場合は、補正係数を（1）②に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。~~ また、「通期の週休2日」が未達成の場合、補正係数は（1）③として、~~変更しないものとする。~~ 7 現場閉所（現場休息）の確認方法等 （1）現場閉所（現場休息）の確認方法 ① 工事着手前 （ 略 ） ② 工事着手後 ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。 ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。 ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。
--	---

③ その他留意事項 (略) (2) 週休2日促進工事の見える化 (略) (3) 適正な工期の確保 (略) (4) 工事成績評定 (略) (5) 元請下請の取引の適正化 (略) 附則 本実施要領は、令和<u>8</u>年10月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。	③ その他留意事項 (略) (2) 週休2日促進工事の見える化 (略) (3) 適正な工期の確保 (略) (4) 工事成績評定 (略) (5) 元請下請の取引の適正化 (略) 附則 本実施要領は、令和~~7~~年10月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。
--	--

(別紙1)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」特記仕様書

本工事は、発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工実施要領（新潟県土木部）』に基づき、工事着手前に、完全週休2日（土日）の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

完全週休2日（土日）の達成を前提に予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

(別紙1)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」特記仕様書

本工事は、発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工実施要領（新潟県土木部）』に基づき、工事着手前に、完全週休2日（土日）の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

完全週休2日（土日）の達成を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、また、補正係数1.01により現場管理費を補正して予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）を達成しない場合は、補正係数を1.00に変更し現場管理費を補正することで請負代金額のうち補正分を減額変更する。また、月単位の週休2日を達成しない場合は、補正係数を1.00に変更し労務費を補正することで、請負代金額のうち労補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

(別紙2)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」特記仕様書

本工事は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工実施要領（新潟県土木部）』に基づき、「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みの希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、希望した週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の週休2日の達成を前提に予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

(別紙2)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」特記仕様書

本工事は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工実施要領（新潟県土木部）』に基づき、「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みの希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、希望した週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の週休2日の達成を前提に補正係数1.00により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、また、補正係数1.00により現場管理費を補正して予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、希望した上で完全週休2日（土日）を達成した場合は、補正係数を1.01に変更し現場管理費を補正することで請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、希望した上で月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を1.02に変更し労務費を補正することで、請負代金額のうち労補正分を増額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)